

答申第2号

令和7年11月13日

十勝圏複合事務組合

組合長 米沢 則寿 様

十勝圏複合事務組合情報審査会

会長 佐々木 涼太

帯広市情報公開条例第19条（準用）の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年5月9日付け十複く第53-1号で諮問のあった下記の件について、次のとおり  
答申します。

記

令和6年6月18日付け十複く第112号公文書非開示決定処分に係る審査請求

## 答　申

### 第1 審査会の結論

十勝圏複合事務組合長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、令和6年6月4日受付の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する、同年6月18日付け公文書非開示決定処分（十複く第112号。以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 令和6年6月4日、審査請求人は、実施機関に対し同日付け情報公開請求を提出し、次の公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
  - (1) 開示請求に係る公文書の名称又は内容  
平成29年7月28日の新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）の設立に際し、外部の役場職員を委員としたが、委嘱・発令に関して関わる資料一式の公開を求める。
- 2 令和6年6月18日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象である公文書が不存在であるため、帯広市情報公開条例第11条第2項（準用）の規定に基づき、公文書非開示決定通知書により、本件処分を行った。
- 3 令和6年7月4日、審査請求人は、実施機関に同日付け審査請求書を提出し、本件処分の取消しを求めた。

### 第3 審査請求人の主張

令和6年7月4日付け審査請求、令和7年6月30日付け意見書及び同年9月25日に行われた意見陳述（その際に審査請求人から提出された書類を含む。）による審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 外部委員を構成員とする検討会議を設立するためには、十勝圏複合事務組合（以下「当組合」という。）の条例及び規則に基づき設立されるものであるが、条文等に定めのないものは、帯広市の条例及び規則を準用して設立されなければならない。  
検討会議は、重要な事業執行に関わる会議体の設立であることから、当組合でどのような会議がもたらし、外部委員の出席を求めることができるのか公文書不存在はありえないことで経緯を明らかにすることを求める。

### 第4 実施機関の説明

令和7年1月17日付け弁明書、同年7月14日付け意見書及び同年9月25日に行われた事実の陳述による、実施機関の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 検討会議の位置づけについて  
検討会議は、新中間処理施設整備について、構成市町村の意向等の確認を主たる目的に、構成市町村のごみ担当課長等の職員で構成された会議であり、地方自治法に基づく附属機関ではなく、組合組織内部の会議と考えている。そのため、委嘱・発令は行っていない。なお、帯広市の「附属機関等の設置及び運営について」は、帯広市内部の考え方（指針）を示した通知のため、当組合では準用していない。  
令和6年度の情報審査会でも検討会議の位置づけについて同様の説明をしており、その際はこれらの点に特段不合理な点は見出すことができなかったとの答申を受けている。

### 第5 審査会の判断

- 1 審査請求人が開示を求めている文書  
審査請求人が実施機関に対して開示を求めている文書は、検討会議の委員への委嘱

及び発令に関する文書一式（以下「本件対象文書」という。）である。

## 2 本件対象文書の存否

本件は、実施機関が公文書不存在を理由として非開示とする本件処分を行ったものである。本件処分が違法又は不当なものといえるかを判断するにあたり、検討会議の位置づけについて検討する。

### （1）検討会議の位置づけについて

実施機関の説明によると、新中間処理施設整備については、組合の構成員である19市町村の意見を踏まえながら共同で事業を進める必要があり、そのために構成市町村の意向等の確認を主たる目的に構成市町村の担当課長等で構成された検討会議を設置した。この検討会議は、性格上、組合組織内部の会議であり、地方自治法上の附属機関には該当しないとしており、令和6年度の情報審査会の説明と同様に考えていることである。この点について、実施機関の説明に特段不合理な点を見出すことはできない。

### （2）結論

以上により、上記の点について、実施機関の説明に不合理な点は認められず、ほかに実施機関の説明を否定するに足りる特段の事情は認められない。本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明内容には不合理な点が認められないことから、本件処分は妥当であると考える。

## 第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

年月日	処理経過
令和7年5月9日	・ 質問実施機関から質問書を受理
令和7年5月19日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
令和7年6月30日	・ 審査請求人から、口頭意見陳述の申立て及び意見書を受理
令和7年7月2日	・ 実施機関に対し、審査請求に係る意見書の提出を依頼
令和7年7月14日	・ 実施機関から審査請求に係る意見書を受理
令和7年9月25日	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議
令和7年11月13日	・ 答申

## 第8 十勝圏複合事務組合情報審査会委員（五十音順）

氏名	備考
阿部 勝利	
佐々木 涼太	会長
野原 香織	会長職務代理者
保前 明美	
山口 弘康	